

公表制度の対象となる建物

不特定多数の人が出入りする防火対象物(消防法施行令別表第1、1項から4項まで、5項イ、6項、9項イ、16項イ、16の2項、16の3項に掲げる防火対象物)

項	用途	具体的な施設例
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場	劇場 映画館 貸しホール 結婚式場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	バー サロン ホストクラブ 基会所 マージャン店 パチンコ店 性風俗店 カラオケボックス インターネットカフェ
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店	料亭 割烹 喫茶店 スナック レストラン
4	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場	日用品市場 スーパー コンビニエンスストア 各種小売店舗
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	保養所 ユースホステル ウィークリーマンション 簡易宿泊所
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)、障害者短期入所施設、障害者共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、経費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者生活介護施設、障害者短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校	医院 クリニック 介護付き有料老人ホーム 認知症グループホーム 認可外保育施設
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	ソープランド サウナ浴場
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	
16の2	地下街	
16の3	建築物の地階(16の2項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	